病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)の策定

〇 病床機能報告制度(平成26年度~)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

〇 地域医療構想(ビジョン)の策定(平成27年度~)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定する(平成26年度~)。

(A病棟) 医 急性期機能 |療機関 医療機能 (機能が (B病棟) 見え(にくい) を自主的に 回復期機能 選択 (C病棟) 慢性期機能 医療機能の現状と 今後の方向を報告 都道 府 医療機能の報告等を活用し、地域医療構想(ビ

ジョン)を策定し、更なる機能分化を推進

(地域医療構想(ビジョン)の内容)

- 1.2025年の医療需要 入院・外来別・疾患別患者数 等
- 2. 2025年に目指すべき医療提供体制
 - 二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の必要量
- 3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 医療従事者の確保・養成等

医療機関が報告する医療機能

- ◎ 各医療機関(有床診療所を含む。)は病棟単位で、以下の医療機能について、「現状」と「今後の方向」(※)を、都道府県に報告する。
 - ※「現状」は、毎年7月1日時点(基準日)の医療機能とする。「今後の方向」は、基準日から6年が経過した時点の医療機能と する。2025年時点の医療機能については、参考情報として、任意での報告とする。
- ◎ 医療機能の名称及び内容は以下のとおりとする。

	医療機能の名称	医療機能の内容
	高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
	急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
	回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅 復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
	慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者 又は難病患者等を入院させる機能

- (注) 一般病床及び療養病床について、上記の医療機能及び提供する医療の具体的内容に関する項目を報告することとする。
- ◎ 病棟が担う機能を上記の中からいずれか1つ選択して、報告することとするが、実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、提供している医療の内容が明らかとなるように、併せて、具体的な報告項目を報告する。(別紙1参照)
- ◎ 医療機能を選択する際の判断基準は、病棟単位の医療の情報が不足している現段階では具体的な数値等を示すことは困難であるため、報告制度導入当初は、医療機関が、上記の各医療機能の定性的な基準を参考に医療機能を選択し、都道府県に報告することとする。

医療機能の分化・連携に係る取組みの流れについて

○ 病床機能報告制度の運用開始、地域医療構想(ビジョン)の策定及び都道府県の役割の強化等を 含めた医療機能分化・連携に係る取組みの流れを整理すると、以下のようになると考えられる。

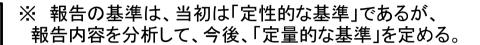
【病床機能報告制度の運用開始】(平成26年度~)

医療機関が担っている医療機能を都道府県に報告(※)



【地域医療構想(ビジョン)の策定】(平成27年度~)

- ■都道府県において地域医療構想(ビジョン)の策定。
- ・地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、二次医療圏等ごとに、各医療機能の必要量(2025年時点)等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す。





現行の医療法の規定により、案の作成時に、診療又は調剤の学識経験者の団体の意見を聴く。

現行の医療法の規定により、策定時に 医療審議会及び市町村の意見を聴く。 ※意見聴取の対象に、保険者協議会を追加。



【医療機関による自主的な取組みと医療機関相互の協議 等による機能分化・連携の推進】

・医療機能の現状と、地域ごとの将来の医療需要と各医療機能の必要量が明らかになったことにより、将来の必要量の達成を目指して、医療機関の自主的な取組みと医療機関相互の協議等により機能分化・連携を推進



診療報酬と新たな財政支援の仕組み による機能分化・連携の支援

【都道府県の役割の強化】

- 医療機関や医療保険者等の関係者が参画し、 個々の医療機関の地域における機能分化・連携 について協議する「協議の場」の設置
- 医療と介護の一体的推進のための医療計画の 役割強化(介護保険の計画との一体的な策定)



機能分化・連携を 実効的に推進